

# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県朝霞市本町一丁目一番一号

朝霞市長 富岡勝則

ロ 敷地の位置

埼玉県朝霞市浜崎四丁目千二百五十一番二、千二百五十一番三、千二百五十

二番二、千二百五十二番三及び千二百五十三番

ハ 建築物の用途

学校給食センター

二 意見の聴取の期日

平成三十年一月十日（水）

午後三時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県朝霞市田島二丁目十八番四十七号

内間木公民館 会議室